



令和4年9月6日（火） 岐阜県発表資料			
担当課	担当	担当者	電話番号
地域産業課	地場産業振興係	小池 小川	内線 3094 直通 058-272-8361 FAX 058-278-2656
商工・エネルギー政策課	経済・雇用再生室	多田	内線 4701 直通 058-272-8144 FAX 058-271-6873

「岐阜県原油高・物価高騰における地場産業支援金」 の申請期限は9月30日です

原油高や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受ける製造業のうち、地場産業を営む県内事業者に支給する「岐阜県原油高・物価高騰における地場産業支援金」の申請期限は、**9月30日（金）（当日消印有効）**です。

期限を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

記

1 申請期間

令和4年7月1日（金）～9月30日（金）当日消印有効

2 申請方法

郵送のみ受付

※簡易書留など郵便物の追跡はできる方法で提出してください。

なお、持参による申請は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受付していません。

宛先：〒500-8856 岐阜市橋本町2丁目20 濃飛ビル11階
岐阜県原油高・物価高騰における地場産業支援金 受付係

3 問合せ先

「岐阜県原油高・物価高騰における地場産業支援金」相談窓口（コールセンター）

電話番号：0570-070-500

受付時間：平日9時～17時

4 その他

詳細は岐阜県公式WEBサイトをご覧ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/229774.html>

岐阜県 地場産業支援金

で検索

【参考】「岐阜県原油高・物価高騰における地場産業支援金」の概要

1 支援金支給の対象となる方〔（１）～（３）をすべて満たす方〕

（１）製造業のうち、下記のいずれかに該当する事業を営んでいること

＜対象事業＞

陶磁器、繊維・衣服、紙、金属・刃物、木工、プラスチック、食品^{（※）}、
伝統的工芸品、郷土工芸品

^{（※）}食品については、2022年4月1日時点で食品衛生法に基づき、製造業、加工業、処理業に係る営業許可を取得又は営業届出を行っていること。

（２）2022年4月から6月のいずれかの月において、前年同月と比較して原油高や電気・ガス料金を含む物価高騰による影響を受けていること

（３）次の要件を満たす事業者であること

- ・中小法人等又は個人事業者等であり、かつ本店又は主たる事務所が岐阜県内にあること。
- ・2021年以前から事業を行っている者であって、2021年において事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- ・事業を営むにあたり、2022年4月1日以前から必要な許認可等を取得していること。

2 給付額

一事業者あたり10万円（定額）